

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決

河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

2011 年 8 月 1 日（月）から、改正雇用保険法が改正されました。具体的には、再就職手当が、50%から 60%に引き上げられました。

改正雇用保険法が 8 月の 1 日から施行されました。その中で、労働者が、失業後、ハローワークから、基本手当（失業保険）を受給し終える前に就職先を見つけた場合、本人に再就職手当が支給されます。給付日数の $\frac{2}{3}$ 以上残して就職した場合は 60%を支払うということになりました。

2011 年 7 月までは、50%でした。では、具体例で考えます。

太郎君は、40 歳です。今回勤めている会社が倒産をしたとします。

（退職勧奨で退職の場合も計算式は同じです。）

彼は、勤続 10 年です。会社は、雇用保険に加入していました。

太郎君の場合、雇用保険法上は、特定受給者として、給付日数で、自己都合退職や定年による退職よりも優遇されます。一般の場合の給付日数は、120 日ですが、彼は、その倍の 240 日あります。計算を簡単にするために、基本手当の日額を、5000 円とします。

彼には、1 年間のうちで、 $240 \text{ 日} \times 5000 \text{ 円} = 120 \text{ 万円}$ が支給されます。しかし、失業の長期化を防ぐために、給付日数の $\frac{2}{3}$ 以上残して就職した場合は、 $5000 \times \left(240 \times \frac{2}{3}\right) \times 0.6 = 5000 \times 160 \times 0.6 =$

48 万円 が支給されることとなります。今までに支給された額は $5000 \times 240 \times \frac{1}{3} = 40 \text{ 万円}$

つまり、 $40 \text{ 万円} + 48 \text{ 万円} = 88 \text{ 万円}$ が労働者の手もとに入ることとなります。

以前ですと、今までに支給された額は $5000 \times 240 \times \frac{1}{3} = 40 \text{ 万円}$ と早期に再就職した時の再就職手当の $5000 \times \left(240 \times \frac{2}{3}\right) \times 0.5 = 5000 \times 160 \times 0.5 = 40 \text{ 万円}$ 。

つまり $40 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} = 80 \text{ 万円}$ が労働者の手もとに入ったのでした。ザックリ言ってしまえば、今回の法改正によって早期に就職した場合は、手もとに 10 万円余分に入る計算になります。